

会議録

| | |
|---------|--|
| 会議の名称 | 平成20年度 第2回西東京市スポーツ振興審議会 |
| 開催日時 | 平成20年5月19日（月曜日） 午後7時00分から午後8時00分まで |
| 開催場所 | 保谷庁舎 第4会議室 |
| 出席者 | 審議会委員：北岡、内田、渡邊、小此木、三原、指田、永村、土屋、中島（8名）（敬称略） 事務局：飯島、佐々木、福田（記） |
| 議題 | 1. 西東京市スポーツ施設条例改正（案）について 2. 西東京市生涯学習推進計画策定懇談会委員の推薦について 3. 西東京市教育計画策定懇談会委員の推薦について 4. その他 |
| 報告事項 | 1. 平成20年度西東京市スポーツ施設・運動施設事業計画書（指定管理者）について 2. その他 |
| 会議資料の名称 | 事前配布 資料1 西東京市スポーツ施設条例改正（案） 資料2 西東京市生涯学習推進計画策定懇談会委員の推薦依頼文 資料3 西東京市教育計画策定懇談会委員の推薦依頼文 資料4 第1回西東京市スポーツ振興審議会会議録 当日配布 西東京市スポーツ・運動施設平成20年度事業計画書 |
| 会議内容 | |

発言者名：
発言内容

会長：挨拶

事務局：新委員の紹介（永村委員・自己紹介）
配布資料の確認

会長：議題1について、事務局から説明をお願いします。

事務局：改正の趣旨は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（中国残留邦人等帰国促進自立支援法）の改正に伴い、従来生活保護法の適用を受けていた中国残留邦人等が、中国残留邦人等帰国促進自立支援法に基づく支援給付に移行することになりましたが、スポーツ施設の利用料金については従来どおり減免の対象とするため、減免規定に項目を追加するものです。

中国残留邦人についての説明、今回の法改正に伴い市の他の条例・規則についても一斉に6月議会で改正を行うという市の方針が出たこと、等の説明。

条例施行前までの当該利用者への対応につきましては、例えば半券の提示等により利用の確認を行い、減免対象としていく予定です。本条例案は5月30日の教育委員会で審議され、6月議会に上程する予定となっております。

なお規則については、条例の施行決定後に規則改正の運びとなりますので、規則改正の内容については後日ご報告いたします。

会長：ご意見・ご質問等あればお願いします。

委員：対象人員は。

事務局：市内では20名です。

会長：他に質問がないようので議題2の説明をお願いします。

事務局：社会教育課所管の西東京市生涯学習推進計画が、更新策定期を迎え、市民参加条例の趣旨を踏まえ、策定懇談会を組織する運びになりました。懇談会委員につきましては前回同様、スポーツ振興審議会宛に推薦依頼がありましたので推薦をお願いいたします。

（満場一致で三原委員の推薦を決定。）

会長：三原委員、よろしく願いいたします。続いて議題3の説明をお願いします。

事務局：教育企画課所管の西東京市教育計画（教育プラン21）の更新策定期を迎え、市民参加条例の趣旨を踏まえ、策定懇談会を組織する運びになりました。懇談会委員につきましては前回同様、スポーツ振興審議会宛に推薦依頼がありましたので推薦をお願いいたします。

(満場一致で北岡委員(会長)の推薦を決定。)

会長：議題4その他について、何かありますか。(特に無し)
報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局：スポーツ施設の指定管理者MTNT共同事業体から平成20年度の事業計画書が届きましたので配布し、簡単にご説明いたします。

(概要の説明)運営面に関しては、スポーツセンター・総合体育館の開館時間の1時間延長、夏季のプール営業時間を7時からとすること、プールの水の入れ替えを年2回から年1回に減らし、休館日をつき2回から月1回に減らすなどにより、より利用しやすい施設を目指すといった内容になっています。教室等の事業については既存のものを基本的に継続していただく、また個人の利用の妨げにならない程度で自主事業も実施していく、具体的なプログラムについては既存と新規別に15~17ページに載っています。その他インターネット等による情報提供サービスについて、相談業務やスタッフの配置についての考え方も示しています。また、貸しロッカーやレンタル用品の貸出を開始、まだ利用は少ないようですが少しずつ利用は増えています。これらにより手ぶらで仕事帰りにでも気軽に立ち寄れるスポーツ施設を目指しているということです。(設備面については省略。)また、モニタリングについてですが、3種類のモニタリングがあり、各業務の責任者から総括責任者に上げ、それを市に報告するという流れになっています。それ以外にも半年に1回程度利用者アンケートを行い、利用者の意見を反映していけるような施設運営を図っていただけるよう、お願いをしています。これらの点については市と指定管理者(総括責任者及び各館長ら)とで月に1回程度、定期的に会議を開き、進捗状況を確認しつつより良い施設運営を目指していただくようお願いをしていきます。その他、お持ち帰りになって目を通していただき、次回審議会または個別にお問合せいただければと思います。

会長：報告事項ですが、何かご質問等ございますか？

委員：スポーツ振興計画に示された数値目標と、この事業計画はリンクしているのか？

事務局：スポーツ振興計画の内容を盛り込んだ事業計画になっています。

委員：スポーツ用品のレンタルなど、施設の利用率を上げる工夫をされているようだが、よく宣伝して市民の方に周知していくことが大事ではないか。それが結果的に目標数値にも近づくことにもなるのではないかとと思う。

委員：新しい指定管理者になって変わったサービスについての周知の方法は？

事務局：指定管理者が作成しているチラシにも掲載されております。今後も周知の方法については指定管理者と話し合い、考えていきたいと思っております。

委員：指定管理者のホームページはどのような形になっているのか。

事務局：「西東京市スポーツ施設 スポNAVI」という名称で、独自にホームページを開
設しています。

委員：指定管理者の事業等については市報には掲載しないのか。

事務局：基本的に指定管理者独自で市報への折り込みチラシやホームページ等を使って
やっていただきます。ただし必要な記事については掲載する場合があります。

委員：高齢者には広報誌が、若い人にはインターネットがよく活用されるなど、世代に
よってそれぞれ合ったメディアがある。

事務局：指定管理者からも「どんな人でも情報を得られる方法」ということで提案を受
けていますので、チラシやインターネット等あらゆる方法を考えていると思います。

委員：市のホームページから指定管理者のホームページには入れるのか。

事務局：入れません。両者は互いにリンクしており、市のホームページから指定管理
者のホームページに入ることは可能でした。訂正いたします。

会長：指定管理者は基本的にスポーツ振興計画に沿った形で事業展開している、そうい
う意味で当審議会では指定管理者の動向をチェックしていく責任がある。

事務局：今後、仕様書に照らして指定管理者の事業内容について進行管理を行っていく
必要があり、例えば仕様書どおりに実施されなかった事業などがあれば、その理由を
追求する必要がでてくる。そのような場合はスポーツ振興審議会でも審議していただ
くことが出てくると思います。

委員：西東京市文化・スポーツ振興財団の清算についてはどうなっていますか。

事務局：生活文化課が中心となって清算業務を行っています。

会長：それでは、各委員は事業計画書に目を通していただいて、何かあれば事務局にあ
るいは次回の審議会でご質問ください。その他、何かございますか。

事務局：野球のメジャーリーガーの井口選手より寄贈を受けたAEDがスポーツ振興課
と危機管理室に各1台あり、その貸出基準ができました。大会等で使っていただけれ
ばと思います。次回の審議会で基準をお示しします。

会長：何か他にございますか。ないようなので本日はこれで終了いたします。